

道路標識、区画線及び道路標示に関する命令の一部を改正する命令の概要

(1) 「高速道路番号」の標識の新設

高速道路の路線番号を案内する標識を新設します。



「高速道路番号」(118-3)

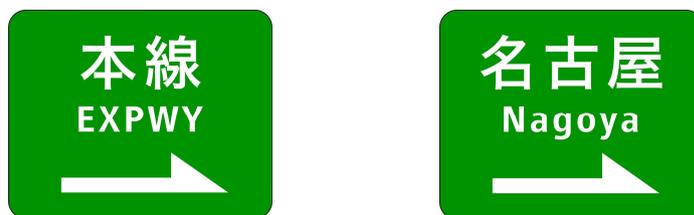
(2) 一般道路上の案内標識における高速道路の表示方法の変更

一般道路上の「方面及び方向」等の案内標識において、下図のとおり高速道路番号を表示できることとします。



(3) 「サービス・エリア又は駐車場から本線への入口」の標識を新たに規定

サービス・エリア又は駐車場から本線へ進入する際の入口の誤認識による逆走等の予防のため、英語表記の適正化を含め、本線への入口を示す標識を新たに規定します。



「サービス・エリア又は駐車場から本線への入口」(117-2)

(4) スマートIC関係の標識を新たに規定

スマートICの利便性向上や非ETC車の誤進入による逆走等の予防のため、英語表記の適正化も含め、「入口の方向」、「方面及び出口の予告」等の案内標識において、当該出入口が「ETC専用」である旨等を表示できることとします。



(5) 高速道路上の案内標識における行き先地名表示の特例

出口ICの間違いによる逆走等の予防のため、高速道路上の「方面及び出口の予告」等の案内標識において、必要に応じて、出口と方面を分離して下図のとおり表示できることとします。

